　　　　　　　　　　　　　　拒絶理由通知書

　特許出願の番号　　　　　　特願２００６－１０６６４４

　起案日　　　　　　　　　　平成１８年１０月１１日

　特許庁審査官　　　　　　　所村　美和　　　　　　　　３３２０　３Ｕ００

　特許出願人　　　　　　　　野中　誠一

　適用条文　　　　　　　　　第２９条第２項

　この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものである。これについて意見があれば、この通知書の発送の日から６０日以内に意見書を提出して下さい。  
  
　　　　　　　　　　　　　　　　理　由

　この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。  
  
　　　　　記　　　（引用文献等については引用文献等一覧参照）  
  
・請求項　　　１－７  
・引用文献等　１－６  
・備考  
　引用文献１には、支持部材１０（本願「載置部」に相当）を降下状態と起立状態とに切り換るようになっており、支持部材１０に載置される薄板ワークを液処理ステージ４に搬入・搬出する点が記載されている。  
　引用文献２には、駆動部の往復運動に対応して、アームを降下状態と起立状態とに切り換る点が記載されている（特に、段落【００２８】参照。）。  
　引用文献３には、フッ酸を含有する化学研磨液を用いて、ガラス基板の薄型化処理を実行する点、搬送路を移動するガラス基板に対して、洗浄処理と液切り処理とを行なう点が記載されている。  
　引用文献４には、搬送路を移動する基板に対し、板厚計測処理を実行する点が記載されている（特に、第２図、第１１図参照。）。  
　引用文献５，６には、出力軸の両端を回転可能に軸支する保持部と、出力軸に固着される連結腕と、連結腕を揺動させる駆動源とを備える点が記載されている。

引　用　文　献　等　一　覧

１．特開２００５－６００３３号公報  
２．特開平１１－１１６６１号公報  
３．特開２００３－２２６５５３号公報  
４．特開平１１－２２０００５号公報  
５．特開平９－２６１１６号公報  
６．特開昭６２－２６４１９７号公報  
  
  
－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

先行技術文献調査結果の記録

・調査した分野　　ＩＰＣ　Ｈ０１Ｌ　２１／６７－２１／６８７  
　　　　　　　　　　　　　Ｃ０３Ｃ　１５／００  
　　　　　　　　　　　　　Ｃ０３Ｂ　３５／００

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではない。

　この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ、または面接のご希望がございましたら下記までご連絡下さい。  
  
　　　　　　　　　　　　　特許審査第二部　生産機械　岡澤　洋  
　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ．０３（３５８１）１１０１　内線３３２４

　部長／代理　　審査長／代理　審査官　　　　審査官補

　　　　　　　　渡邊　豊英　　所村　美和　　岡澤　洋

　　　　　　　　８９２３　　　９６１７　　　３３２０